

# 鳥取縣公報

## 規 則

◇鳥取縣規則第七十八号

鳥取縣教護院規則を次のように定める。

昭和二十五年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣教護院規則

(目的)

第一條 兒童福祉法の定めるところに従い、不良行爲を  
なし又はなす虞のある兒童を入院させて、これを教護  
するため鳥取縣教護院(以下「教護院」という。)を  
設置する。

(名称及び位置、定員)

第二條 教護員の名称、所在地及び收容兒童の定員は知  
事が別にこれを定める。

(職員)

第三條 教護院に次の職員を置く。

|       |     |
|-------|-----|
| 院 長   | 若千名 |
| 教 護 母 | 若千名 |
| 教護院書記 | 若千名 |
| 職業指導員 | 若千名 |
| 雇 傭 人 | 若千名 |
| 囑 託 医 | 若千名 |

(院長)

第四條 院長は知事の監督を受け、教護院の事務を掌理  
し所属職員を指揮監督する。

(教護)

第五條 教護は院長の命を受けて兒童の教護をつかさど  
る。

昭和二十五年十月二十四日  
第二千五百五十四号

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

00427

(教母) 第六條 教母は院長の命を受けて兒童の保護をつかさどる。

(教護院書記)

第七條 教護院書記は院長の命を受けて庶務及び会計に従事する。

(職業指導員)

第八條 職業指導員は院長の命を受けて兒童の職業指導をつかさどる。

(囑託医)

第九條 囑託医は院長の命を受けて兒童の診療及び保健衛生に関するをつかさどる。

(院長の縣外出張)

第十條 院長は縣外に出張しようとする時は、その要件出張地及び日程を具して知事の認可を受けなければならない。但しその日帰院でき得る場合は、この限りでない。

(設備及び運営)

第十一條 教護院の設備、職員及び運営については兒童福祉施設最低基準(昭和二十三年十二月厚生省令第六十三号)に定めるところによる。

(処務細則等の制定)

第十二條 処務細則その他の諸規程は知事の承認を得て院長でこれを定める。

附 則

1、この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

2、鳥取縣立獎徳学校規則(昭和九年十月鳥取縣令第四十三号)及び鳥取縣立兒童保護所規則(昭和二十二年十一月鳥取縣規則第四十号)は廃止する。

◇鳥取縣規則第七十九号

建築士法(昭和二十五年五月法律第二百二号)並びに同法施行令(同年六月政令第二百一号)に基き鳥取縣二級建築士免許及び受験手数料規則を次のように定める。  
昭和二十五年十月二十四日

00428

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣二級建築士免許及び受験手数料規則

第二條 建築士法第五條第十六條並びに同法施行令第一條第三條の規定に基き知事に二級建築士免許及び受験の申請をしようとする者はこの規則の定めるところにより免許及び受験手数料(以下「手数料」という。)を納入しなければならない。

第二條 登録及び受験手数料は鳥取縣会計規則の定めるところの納額告知書により納入しなければならない。

第三條 手数料は次に定める額とする。  
鳥取縣二級建築士登録手数料 一件につき二千円

✓同 受験手数料 同 三百円

第四條 既に納入した手数料は如何なる理由があつても返還しない。

附 則 此の規則は昭和二十五年十一月一日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第五百三十号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。  
昭和二十五年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
米子市旗ヶ崎四五一の四 牧野 四郎

- 一 建築物の位置 右 同
- 一 同 用途 住宅
- 一 同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 二〇、七四平方米
- 一 同 突出する部分 同
- 一 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。  
一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

00429

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第五百三十一号

昭和二十五年八月十八日縣告示第四二〇号で公告、縦覽に供した東伯郡長瀬村大字田後橋定太郎外二十名申請の羽合用水改良事業を縣管で行うべき旨の予備審査は利害關係人の意見もなく申請の通り適当と認め土地改良法第八十七條第一項の規定により縣において羽合用水改良事業計画を定めたので同條第三項の規定により公告し左の通り指定町村役場において縦覽に供する。

昭和二十五年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、縦覽に供する書類の名称

鳥取縣羽合用水改良事業計画書寫(別冊)

二、縦覽の期間

昭和二十五年十月二十五日より同年十一月十三日まで二十日間

三、縦覽の場所

上井町、長瀬村、淺津村の各役場

四、異議申立について

若し利害關係人において計画に異議あるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事宛に提出すると。

◇鳥取縣告示第五百三十二号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 靜岡縣小笠郡原谷村大字西山六三八番地

現住所 鳥取市西町一二番地 鳥取助産所内

昭和二十五年十月十日第一、五一七号

田 野 尾 くに

大正十一年八月十六日生

00430

本籍地 八頭郡若櫻町大字若櫻一〇五番地

現住所 同本籍地

昭和二十五年十月十日第一、五一八号

垣 内 美 奈 子

昭和四年十月十三日生

◇鳥取縣告示第五百三十三号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十五年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍 東京都荒川区日暮里町二丁目二五番地

住所 米子市立町二丁目五五番地

昭和二十五年九月二十四日東京都へ転出により同年同月二十二日名簿取消方願い出たので昭和二十五年十月十日取消

木 村 千 代

五年十月十日取消

明治二十六年一月一日生

本籍 大阪市旭区森小路町五六五番地

住所 西伯郡中浜村大字小篠津

昭和二十五年九月七日神戸市へ転出により同年同月同日名簿取消方願い出たので昭和二十五年十月十日取消

高 橋 ト キ

明治三十七年三月五日生

本籍 岡山縣真庭郡川上村大字下徳山七〇〇番地

住所 東伯郡倉吉町仲之町七九八番地 高塚勇方

昭和二十五年八月十九日岡山縣へ轄出により同年同月同日名簿取消方願い出たので昭和二十五年十月十日取消

長 恒 ユ キ 子

月十日取消

大正十五年十月二十一日生

本籍 八頭郡船岡村大字船岡五五八番地

住所 同本籍地

昭和二十五年九月二十二日京都府へ転出により同年同月同日名簿取消方願い出たので昭和二十五年十月十日取消

栗 本 八 重 子

大正十四年五月三十日生

00431

◇鳥取縣告示第五百三十四号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取縣知事登録 昭和二十五年 富士建設株式会社 米子市角盤町二丁目七二 改 元 取締役社長 稲田 勲

同 第一四五号 同三月十九日 小山 組 改 元 岩美郡宇倍野村字麻生三八四 鳥取市吉方町一六八ノ五 若松保治 小山富藏

◇鳥取縣告示第五百三十五号

昭和二十五年十月二十四日鳥取縣規則第七八号鳥取縣教護院規則第二條による教護院の名称、所在地及び收容兒童の定員を次の通り定める。

昭和二十五年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、名称 鳥取縣立獎徳学校

一、所在地 鳥取縣米子市東福原一、九四四番地の二

一、收容兒童の定員 六十五名

◇鳥取縣告示第五百三十六号

兒童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用のうち昭和二十五年年度第三、四半期養護施設事務費の月額は次の通りとする。

昭和二十五年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設種別 施設名 所在地 月 額

養護施設 鳥取こども学園 鳥取市 九六、九五〇円

00432

◇鳥取縣告示第五百三十七号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字塚町一丁目七

八三 倉 繁 義 信

一 建築物の位置 右 同

一 同 用途 店 舗

一 同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一 同 規模 建築面積 一三、六一平方米

突出する部分 同

一 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする

こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。